

第 26 条第 2 項中「前項第 1 号」の次に「第 6 号及び第 7 号」を加える。

第 2 章第 1 節中第 38 条の 10 の次に次の 10 条を加える。

(配当割の課税標準)

第 38 条の 11 配当割の課税標準は、支払を受けるべき特定配当等の額とする。

2 前項の特定配当等の額は、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例によって算定する。

(配当割の税率)

第 38 条の 12 配当割の税率は、100 分の 5 とする。

(配当割の徴収の方法)

第 38 条の 13 配当割の徴収については、特別徴収の方法による。

(配当割の特別徴収義務者の指定)

第 38 条の 14 配当割の特別徴収義務者は、特定配当等の支払を受けるべき日現在において県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者（当該特定配当等が国外特定配当等（法第 71 条の 29 に規定する国外特定配当等をいう。以下この節において同じ。）である場合にあつては、その支払を取り扱う者）とする。

(配当割の申告納入)

第 38 条の 15 前条の特別徴収義務者は、特定配当等の支払の際（特別徴収義務者が国外特定配当等の支払を取り扱う者である場合には、当該取扱いに係る国外特定配当等の交付の際）、その特定配当等について配当割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月 10 日までに、法第 71 条の 31 第 2 項の規定による納入申告書に同項の規定による計算書を添付して、熊本県税事務所に提出し、及びその納入金を納入しなければならない。

(株式等譲渡所得割の課税標準)

第 38 条の 16 株式等譲渡所得割の課税標準は、特定株式等譲渡所得金額とする。

2 前項の特定株式等譲渡所得金額は、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例によって算定する。

(株式等譲渡所得割の税率)

第 38 条の 17 株式等譲渡所得割の税率は、100 分の 5 とする。

(株式等譲渡所得割の徴収の方法)

第 38 条の 18 株式等譲渡所得割の徴収については、特別徴収の方法による。

(株式等譲渡所得割の特別徴収義務者の指定)

第 38 条の 19 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、選択口座が開設されている租税特別措置法第 37 条の 10 第 2 項に規定する証券業者で当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額の支払を受けるべき日の属する年の 1 月 1 日現在において県内に住所を有する個人に対して当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払をするものとする。

(株式等譲渡所得割の申告納入)

第 38 条の 20 前条の特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者が開設している選択口座においてその年中に行われた当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済により特定株式等譲渡所得金額が生じたときは、当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払をする際、株式等譲渡所得割を徴収し、その徴収の日の属する年の翌年の 1 月 10 日（施行令で定める場合にあつては、施行令で定める日）までに、法第 71 条の 51 第 2 項の規定による納入申告書に同項の規定による計算書を添付して、熊本県税事務所長に提出し、及びその納入金を納入しなければならない。

第 39 条の見出し中「納税義務者」を「納税義務者等」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額によって、その法人に課する。

(1) 次号及び第 3 号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる法人以外の法人 付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額

イ 法第 72 条の 4 第 1 項各号に掲げる法人、法第 72 条の 5 第 1 項各号に掲げる法人、法第 72 条の 24 の 7 第 6 項各号に掲げる法人、第 3 項の規定により法人とみなされるもの、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号）第 2 条第 19 項に規定する投資法人及び資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社並びにこれらの法人以外の法人で資本の金額若しくは出資金額が 1 億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額

(2) 特定信託（法人税法第 2 条第 29 号の 3 に規定する特定信託をいう。以下この節において同じ。）の受託者である法人の行う信託業（特定信託に係るものに限る。）

特定信託所得割額

(3) 電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業 収入割額

第 39 条第 6 項中「第 1 項」を「第 2 項」に、「第 72 条第 7 項」を「第 72 条の 2 第 9 項」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項中「第 1 項」を「第 2 項」に、「第 72 条第 6 項」を「第 72 条の 2 第 8 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 1 項」を「第 2 項」に、「第 72 条第 5 項」を「第 72 条の 2 第 7 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「定」を「定め」に、「、且つ」を「、